

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県健康増進法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条 例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （2・5 掲示）	2
○県統計調査の実施及び告示の廃止（統計分析課）	2
○特定計量器の定期検査の実施（2件）（工業振興課）	2
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	5
○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示（2件）（ " " ）	5
◎告示（高知県環境影響評価技術指針の 定め）の一部改正（環境共生課）	7
公 告	
○漁港漁場整備法による所有者不明の工 作物等の措置（漁港漁場課）	8
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	8
○政治団体の届出事項の異動の届出	8
○政治団体の解散の届出	9

-----  
規 則  
-----

高知県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年2月19日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第6号

高知県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

高知県健康増進法施行細則（平成15年高知県規則第72号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式中

施設の種類	1 学校	2 病院	3 介護老人保健施設
	4 老人福祉施設	5 児童福祉施設	6 社会福祉施設
	7 矯正施設	8 寄宿舍	9 事業所
	10 一般給食センター	11 その他	

を  
「

施設の種類	1 学校	2 病院	3 介護老人保健施設
	4 介護医療院	5 老人福祉施設	6 児童福祉施設
	7 社会福祉施設	8 事業所	9 寄宿舍
	10 矯正施設	11 自衛隊	12 一般給食センター
	13 その他		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第7号**

**高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項の表中「中木」を「在来種（流域にその本来の生育地を有する植物をいう。以下同じ。）の中木」に、「中高木」を「在来種の中高木」に改め、同条第3項の表中「高密度」を「在来種による高密度」に、「植栽等」を「在来種による植栽等」に、「緑地」を「在来種による緑地」に、「植栽又は」を「在来種による植栽又は」に改める。

第28条第2項の表中「中高木」を「在来種の中高木」に改め、同条第3項の表中「高密度」を「在来種による高密度」に、「緑地」を「在来種による緑地」に、「植栽又は」を「在来種による植栽又は」に改める。

**附 則**

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

**告 示**

**高知県告示第90号の2**

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「旧法」という。）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（令和3年2月）の数量の9割5分を超えているため、旧法第10条第2項の規定に基づき、令和3年2月5日から同月28日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和3年2月5日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第110号**

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、令和元年10月高知県告示第395号（県統計調査の実施）は廃止する。

令和3年2月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
ウミガメ上陸状況等調査
- 2 調査の目的  
県内の海岸に上陸するうみがめの産卵、生息地の状況等を把握し、うみがめの保護及び生物多様性保全のための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域
    - ア A票 県内全域
    - イ B票 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村、高岡郡中土佐町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町
  - (2) 単位
    - ア A票 人
    - イ B票 市町村
  - (3) 属性
    - ア A票 高知県うみがめ保護条例（平成16年高知県条例第1号）第7条第1項の規定により、うみがめの捕獲等の許可を受けている者
    - イ B票 県沿岸部の市町村
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア うみがめの海岸別上陸回数、初上陸日及び最終上陸日
    - イ うみがめの海岸別産卵回数、初産卵日及び最終産卵日
    - ウ うみがめの調査方法
    - エ うみがめの産卵巣の移植状況
    - オ うみがめの放流会の実施状況
  - (2) その基準となる期間  
毎年1月から12月まで
- 5 報告を求める者
  - (1) 数
    - ア A票 約10人
    - イ B票 19市町村
  - (2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が報告者に直接報告を求める。
  - (2) 調査方法  
郵送による調査
- 7 報告を求める期間
  - (1) 調査の周期  
1年
  - (2) 調査の実施期間

- ア A票 毎年11月上旬から同月下旬まで（令和2年度にあつては、令和3年2月下旬から同年3月上旬まで）
- イ B票 毎年12月上旬から同月下旬まで（令和2年度にあつては、令和3年3月中旬から同月下旬まで）

**高知県告示第111号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和3年2月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
宿毛市	令和3年4月19日	午後1時30分から 午後3時15分まで	小筑紫基幹集落センター
〃	令和3年4月20日	午前9時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時30分まで	宿毛市総合運動公園体育館
〃	令和3年4月21日	午前9時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 3時30分まで	宿毛市役所
〃	令和3年4月22日	午前9時から正午 まで	宿毛市総合社会福祉センター
〃	〃	午後3時40分から 午後4時10分まで	すくも湾漁業協同組合沖の島支所
〃	〃	午後4時40分から 午後5時まで	すくも湾漁業協同組合弘瀬出張所
黒潮町	令和3年5月10日	午前11時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 4時まで	黒潮町役場佐賀支所
〃	令和3年5月11日	午前9時30分から 午前11時45分まで	黒潮町役場本庁

		及び午後1時から午後4時まで				から午後2時30分まで				及び午後1時から午後3時30分まで	
三原村	令和3年5月12日	午前9時30分から午前11時まで	三原村農業構造改善センター	〃	令和3年6月7日	午前10時から午前11時30分まで	香南市岸本防災コミュニティセンター	四万十市	令和3年7月5日	午後1時15分から午後3時まで	マルナカ四万十店
大月町	令和3年5月12日	午後2時から午後3時30分まで	すくも湾漁業協同組合柏島支所	〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市吉川防災コミュニティセンター	〃	令和3年7月6日	午前9時30分から午前11時45分まで	下田地区集会所
〃	令和3年5月13日	午前9時から正午まで	大月町役場	〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市吉川防災コミュニティセンター	〃	〃	午後1時30分から午後4時まで	高知県農業協同組合幡多地区中村支所(やさい集出荷場)
土佐清水市	令和3年5月24日	午後1時から午後2時まで	以布利漁民センター	〃	令和3年6月8日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	香南市赤岡保健センター	〃	令和3年7月7日	午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで	四万十市役所
〃	〃	午後3時から午後4時30分まで	土佐清水市下ノ加江市民センター	〃	令和3年6月9日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	香南市香我美庁舎	〃	令和3年7月8日	午前9時から正午まで	〃
〃	令和3年5月25日	午前10時から午前11時まで	足摺岬区長場	〃	令和3年6月10日	午前10時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで	香南市夜須中央公民館	〃	令和3年7月13日	午後1時30分から午後3時まで	高知県農業協同組合幡多地区中村東部出張所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	窪津区長場	香美市	令和3年6月14日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	香美市物部支所	〃	令和3年7月14日	午前9時から午前10時まで	口屋内集出荷施設
〃	〃	午後3時から午後4時まで	中浜区長場	〃	令和3年6月15日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	香美市香北支所	〃	〃	午前11時から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで	四万十市西土佐総合支所
〃	令和3年5月26日	午前9時30分から午前10時30分まで	土佐清水市三崎市民センター	〃	令和3年6月16日	午前10時から午前11時30分まで	香美市立農山村コミュニティセンター	土佐市	令和3年8月2日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	高知県農業協同組合仁淀川地区戸波支所戸波集出荷場
〃	〃	午前11時から正午まで	土佐清水市下川口市民センター	〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	片地地区多目的集会所	〃	令和3年8月3日	午前10時から午前10時45分まで	新居コミュニティセンター
〃	〃	午後2時から午後4時まで	土佐清水市役所	〃	令和3年6月17日	午前9時30分から午前11時45分まで	高知県中央東福祉保健所				
〃	令和3年5月27日	午前9時から正午まで	〃								
香南市	令和3年6月2日	午前10時から正午まで	香南市佐古防災コミュニティセンター								
〃	令和3年6月3日	午前10時から正午まで及び午後1時	香南市のいちふれあいセンター								

〃	〃	午前11時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	USAくろしおセンター
〃	令和3年8月4日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	高知県農業協同組合仁淀川地区土佐市営農経済センター高岡集出荷場
〃	令和3年8月5日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	〃
仁淀川町	令和3年9月1日	午前11時から正午まで	仁淀川町役場名野川出張所
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所下土居駐車場
〃	令和3年9月2日	午前11時から正午まで	仁淀多目的研修集会施設
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町役場
いの町	令和3年9月6日	午前11時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	いの町本川総合支所
〃	令和3年9月7日	午前11時から正午まで	すぱーく吾北
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	吾北中央公民館
〃	令和3年9月8日	午前10時30分から午前11時30分まで	波川公民館
〃	〃	午後1時15分から午後2時45分まで	いの町八田出張所

〃	令和3年9月9日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	すこやかセンター伊野
〃	令和3年9月13日	午前10時から午前11時30分まで	〃
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市の町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	令和3年4月19日から同年12月24日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類  
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域  
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町
- (3) 検査年月日  
令和3年4月19日から同年12月24日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第112号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和3年2月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 皮革面積計

検査対	検査年月日	受付時間	検査場所
-----	-------	------	------

象区域			
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町及び四万十町	令和3年10月14日及び15日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類  
皮革面積計
- (2) 検査対象区域  
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町及び四万十町

<p>(3) 検査年月日 令和3年10月14日及び15日</p> <p><b>高知県告示第113号</b> 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和3年2月19日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 宿毛市橋上町楠山字笹平山1163の12（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1163の14（国有林）</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第114号</b> 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和3年2月19日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 宿毛市（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第115号</b> 令和2年12月高知県告示第960号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和3年2月19日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙1920番地 イ 氏名 榎本 匡宏 (2)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>大阪府守口市大久保町一丁目21番地21 イ 氏名 川島 強夫</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市大久保町一丁目60番地4 イ 氏名 川島 勲</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市御堂町1番5号 イ 氏名 川島 一志</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市大字太秦95番地14 イ 氏名 岡林 玉美</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉本町二丁目8番9号 イ 氏名 小松 平八</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町626番地 イ 氏名 小野 正浩</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市元20番屋敷 イ 氏名 杉本 鹿平</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町155番屋敷 イ 氏名 氏川 吉松</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町149番屋敷 イ 氏名 氏川 鶴吉</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町1988番地 イ 氏名 戎井 鹿次</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町131番屋敷 イ 氏名 小松 熊之助</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2010番地イ号</p>	<p>イ 氏名 松沢 伊勢次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2046番地 イ 氏名 尾野 卓生</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市永国寺町1番11号 イ 氏名 富岡 豊年</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2008番地 イ 氏名 戎井 常次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津198番屋敷 イ 氏名 中田 兵兵衛</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2204番地 イ 氏名 井上 鶴吉</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 福岡市早良区室見二丁目15番1号 イ 氏名 松本 義次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町259番屋敷 イ 氏名 木下 喜久治</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々2283番地 イ 氏名 山本 芳美</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々2283番地 イ 氏名 山本 數之助</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々 イ 氏名 猪野 與太郎</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜597番地2 イ 氏名</p>
--	---	--

(25)ア 登記簿記載の住所 香美市物部町久保影125番地 イ 氏名 公文 政子	(36)ア 登記簿記載の住所 東京都北区滝野川一丁目90番2号 イ 氏名 篠原 守	吾川郡名野川村下名野川16番屋敷 イ 氏名 中川 金治
(26)ア 登記簿記載の住所 香美郡槇山村別府246番地 イ 氏名 宗石 太郎	(37)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村小麦畝100番地 イ 氏名 中野内 綱次	(48)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村津江231番地 イ 氏名 片岡 政代
(27)ア 登記簿記載の住所 香美郡槇山村別府255番地 イ 氏名 宗石 長太郎	(38)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村中野川25番地 イ 氏名 高橋 光喜	(49)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上名野川132番地 イ 氏名 掛水 勇功
(28)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村別府262番地 イ 氏名 中山 義弘	(39)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1373番地 イ 氏名 川村 豊範	(50)ア 登記簿記載の住所 南国市小籠896番地 シャーメゾン・フェスターレA 202 イ 氏名 片岡 幹展
(29)ア 登記簿記載の住所 香美郡香我美町舞川1063番地 イ 氏名 恒石 花美	(40)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉戊1094番地41 イ 氏名 和田 博雄	(51)ア 登記簿記載の住所 土佐市蓮池1361番地 イ 氏名 西森 輝男
(30)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市小春町10番地 イ 氏名 山崎 達彦	(41)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町明戸岩323番地 イ 氏名 大西 佐喜恵	(52)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡222番地 イ 氏名 中越 和眞佐
(31)ア 登記簿記載の住所 大阪市住吉区南加賀屋町448番地 イ 氏名 高橋 信吉	(42)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町明戸岩1304番地 イ 氏名 大西 貞義	(53)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝2291番地 イ 氏名 石本 律子
(32)ア 登記簿記載の住所 高知市上町四丁目2番13号 イ 氏名 高橋 徳恭	(43)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町明戸岩421番地 イ 氏名 池畠 稔	(54)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市日置荘原寺町442番地1 イ 氏名 大黒 和郎
(33)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町寺内1079番地イ イ 氏名 寺石 末子	(44)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部2番地1 イ 氏名 片岡 優	(55)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1285番地 イ 氏名 稲倉 雄基
(34)ア 登記簿記載の住所 高知市神田286番地 イ 氏名 小笠原 英高	(45)ア 登記簿記載の住所 香川県丸亀市中府町一丁目7番3号 イ 氏名 上岡 智彦	(56)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村庄谷相1135番地 イ 氏名 公文 浩之
(35)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町西峰2565番地 イ 氏名 三谷 綾子	(46)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村下名野川193番地 イ 氏名 川村 福広	(57)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村庄谷相1180番地 イ 氏名 公文 昭雄
	(47)ア 登記簿記載の住所	(58)ア 登記簿記載の住所

<p>大阪府東大阪市新池島町一丁目3番16号</p> <p>イ 氏名 公文 正利</p> <p>(59)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町根須33番地1</p> <p>イ 氏名 杉本 春夫</p> <p>(60)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町根須33番地6</p> <p>イ 氏名 杉本 忠夫</p> <p>(61)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町大板464番地</p> <p>イ 氏名 久万 貞衛</p> <p>(62)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川574番地</p> <p>イ 氏名 松岡 茂乃</p> <p>(63)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川259番地</p> <p>イ 氏名 西岡 久子</p> <p>(64)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川259番地</p> <p>イ 氏名 西岡 五月</p> <p>(65)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川259番地</p> <p>イ 氏名 西岡 幸代</p> <p>(66)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川259番地</p> <p>イ 氏名 西岡 敏宏</p> <p>(67)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町谷1番屋敷</p> <p>イ 氏名 久保 實馬</p> <p>(68)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村西久保543番地</p> <p>イ 氏名 上村 明義</p> <p>(69)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町西久保121番地</p>	<p>イ 氏名 柳村 正傳</p> <p>(70)ア 登記簿記載の住所 大阪府吹田市千里山西四丁目39番C-905号</p> <p>イ 氏名 野口 義晃</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和46年3月農林省告示第554号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第116号</b> 令和3年1月高知県告示第14号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和3年2月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不分明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号</p> <p>イ 氏名 紀州造林株式会社</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪市北区堂島浜通一丁目63番地</p> <p>イ 氏名 紀州造林株式会社</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道745番地</p> <p>イ 氏名 門脇 里次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙365番地</p> <p>イ 氏名 栗林 清恵</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市入明町8番17号</p> <p>イ 氏名 角田 佳資</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙521番地</p>	<p>イ 氏名 岡村 豊治</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地</p> <p>イ 氏名 蔦川 壽恵廣</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地</p> <p>イ 氏名 蔦川 寿恵広</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市下田部町一丁目2番13号</p> <p>イ 氏名 仙頭 早美</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通二丁目3番22号</p> <p>イ 氏名 長田 哲夫</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙523番地1</p> <p>イ 氏名 岡村 伊世男</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 北九州市若松区東二島一丁目10番1号</p> <p>イ 氏名 長田 哲夫</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 大阪市生野区新今里七丁目12番13号</p> <p>イ 氏名 仙頭 和夫</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和44年8月農林省告示第1189号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第117号</b> 平成11年9月高知県告示第602号（高知県環境影響評価技術指針の定め）の一部を次のように改正する。 令和3年2月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>別表第1-2 環境要素の細区分の表中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によ</p>
---	--	---

るオゾン層の保護に関する法律」に改める。

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和3年2月19日

佐賀漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 幡多郡黒潮町佐賀字シヲ付 漁船修理施設用地（浜町地区）

ア FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.90メートル、船幅1.20メートル）

イ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.60メートル）

(2) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2号船揚場（横浜地区）

ア FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.70メートル）

イ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.60メートル）

ウ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.60メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に佐賀漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

佐賀漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

Table with 5 columns: 名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Rows include 高知県警備業連盟, 田中ぜんサポーターズクラブ, 山本美園後援会, 田中文夫後援会, しまんと市民ネット.

高知県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

Table with 6 columns: 区分, 名称(代表者の氏名), 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 異動年月日. Rows include 旧 自由民主党高知県環境保全支部, 新 自由民主党高知県環境保全支部.

Table with 6 columns: 区分, 名称(代表者の氏名), 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 異動年月日. Rows include 旧 自由民主党芸西村支部, 新 自由民主党芸西村支部, 旧 自由民主党高知県宿毛市支部, 新 自由民主党高知県宿毛市支部.

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

Table with 6 columns: 区分, 名称(代表者の氏名), 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 異動年月日. Rows include 旧 岡田順一後援会, 新 岡田順一後援会, 旧 高知県生活衛生同業組合連合会政治連盟, 新 高知県生活衛生同業組合連合会政治連盟, 旧 沖六海後援会, 新 沖六海後援会, 旧 常石ひろたか後援会, 新 常石ひろたか後援会.

旧	とさでん交通労働交通政策研究会	井上 浩司	白木 政行	高知市深谷町26	令2 ・9 ・25
新	(白木 政行)	白木 政行	中平 真也	高知市六泉寺町112-5	
旧	中根さち後援会 (森田 啓子)	異動なし	金子 協輔	異動なし	令3 ・1 ・17
新			水口 芳廣		

**高知県選挙管理委員会告示第8号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
池ゆきお後援会	吉田 克之	令2・12・20
岩崎けんろう後援会	西岡 仁司	令2・12・31
武田秀義後援会	山岡 義正	令2・1・20
山崎おさむ後援会	山崎 治	令2・12・31